

令和8年度 矢作中学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃から小さなサインを見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身につけることができる環境づくりに取り組んでいくことが学校の務めである。そうした中で、生徒の自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

(1) いじめの定義

【定義】

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの解消

- ①被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月を目安とする。
- ②いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

2 いじめ防止対策組織

「いじめ・長期欠席対策委員会」を設置し、いじめの小さな兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。校長、教頭、教務主任、校務主任、校務補佐、学年主任、生徒指導主事、養護教諭、長期欠席担当教員、特別支援コーディネーター、当該学級担任等で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー、SSW（スクールソーシャルワーカー）等を加える。

「生徒指導部会」を設置し、常に情報交換を綿密に行い、組織として対応する。生徒指導主事、各学年生徒指導担当教員で構成し、校長、教頭の指導を受けて会を運営する。

(1) 「いじめ防止対策組織」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・生徒・保護者を対象に年1回学校評価アンケートを実施し、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・生活アンケートや教育相談、WEBQU テストの結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あ

るいじめ防止対策に努める。

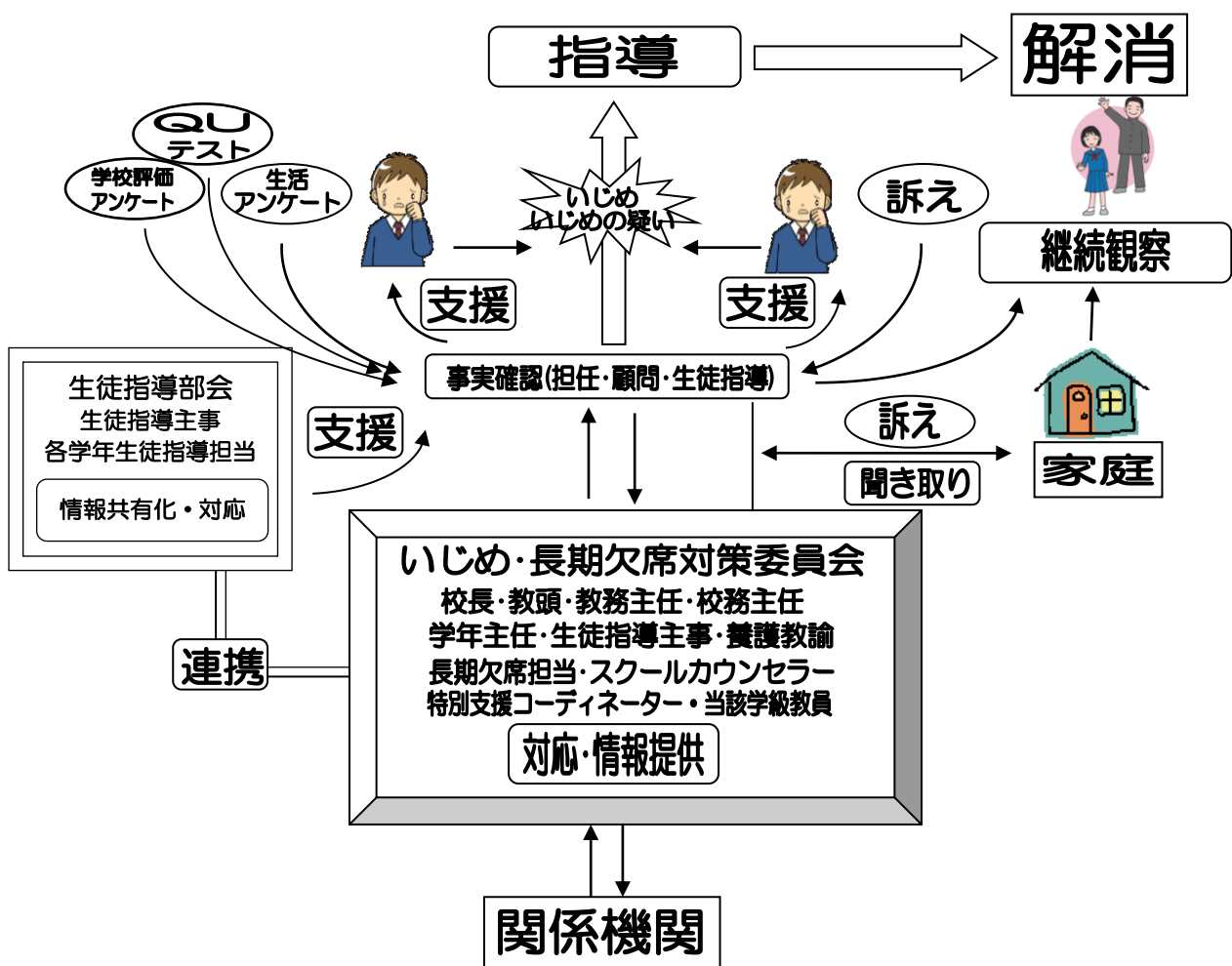
ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・ 随時、学年通信やホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・ いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。
- ・ 事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・ 問題が解消したと判断した場合も、その後の生徒の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。
- ・ 重大事態が生じた場合では、教育委員会に報告し、指示、指導を仰ぎ、組織的に対応することで、解決に努める。

(2) 「いじめ防止対策組織」のイメージ図



3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。

- イ 生徒の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ 情報モラル教育を推進し、生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
- オ 生徒会活動と連携し、「いじめ撲滅集会」を定期的実施し、生徒自らいじめや暴力などの問題を解決しようとする自主的、実践的な態度を育てる。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア 生活アンケート（タブレット端末や紙面にて毎月1回実施）や教育相談を定期的実施し、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 教師と生徒との温かい人間関係づくりや、家庭訪問やタブレット端末を用いたアンケートの実施など保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、生徒が相談しやすい環境を整える。
(別紙1-4参照)

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・長期欠席対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

(4) 令和8年度の重点的な取り組み

①昨年度のいじめの実態や対応から明らかになった課題

容姿に関する誹謗中傷があったり、気に入らないことがあった際、暴力行為でやり返してしまったりする事案が複数発生した。

②課題を解消するための今年度の具体的な取組

- ・学級集団適応心理検査の結果を丁寧に分析し、面談や生活アンケート等で生徒の実態把握を定期的に行う。また把握した実態を学年間や授業担当の教員間で共有する機会を設ける。
- ・道徳の時間などを利用してソーシャルスキルを学んだり、学級内の自治意識を高めたりする指導をする。
- ・複数担任制を導入し、生徒を複数の目で重層的に支えるとともに、生徒との面談を担当一人だけでなく複数の教員で行うようにする。
- ・生徒の頑張りを認め、温かい言葉で本人に伝えられるように、生徒の日常の頑張りに変化を学年で共有する機会を増やしたり、日常から教師と生徒のかかわりを多くしたりする。
- ・各学年の生徒指導担当への情報共有を徹底する。

4 重大事態への対応

【重大事態】

①いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。②いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、対応を決定する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・長期欠席対策委員会」を開催する。
- (3) アンケート調査や聞き取り調査等の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行い、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。合わせて、被害者生徒・保護者等に調査方針の説明等も行う。
- (4) 調査結果については、被害生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。

5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、P D C Aサイクル（P L A N→D O→C H E C K→A C T I O N）で見直し、実効性のある取組となるよう、努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめ・長期欠席対策委員会がいじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を計画し、生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ基本方針」は4月に保護者へ配付するとともに、ホームページに掲載する。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。
- (4) 「STOP THE いじめアクションプラン」等を利用して、いじめに係る法令及びいじめ重大事態について理解を深める研修を行う。
- (5) W E B Q Uの結果を参考に子供の理解に努め、適宜面談を行ったり、学級運営に生かしたりする。

<取組の年間計画>

	いじめ・不登校対策委員会	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携	
4月	P ↓ D ↓ C ↓	○「学校いじめ基本方針」の内容の確認 ○現職研修①「生徒理解と学級づくり」	○相談室やS Cの児童生徒、保護者への周知 ○学級開き、学年開き ○保健指導（心と体の成長）	○いじめ相談窓口の生徒、保護者への周知 ○身体測定	○学年保護者会での「学校いじめ防止基本方針」の説明 ○学級保護者会での学級運営方針の説明 ○いじめ防止に関するチラシの配付やHPの更新
5月		○Spring CUP			
6月		○情報モラル指導（ネットモラル）	○教育相談週間	○部活動懇談会	

	A		○体育大会		
7月	P	○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証	○情報モラル指導（1年）		○個人懇談会 ○健全育成協議会
8月	D	○中間評価→検証			
9月	C		○修学旅行（3年） ○職場体験（2年）	○身体測定	
10月	C	○現職研修②（ケーススタディ）	○文化祭 ○合唱コンクール	○教育相談週間	
11月	A		○保健指導（命の大切さ）		○授業公開日 ○学校保健委員会 ○健全育成協議会
12月		○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証	○人権週間（全校集会） ○赤い羽根募金活動		○個人懇談会 ○保護者への学校評価アンケート ○学校評議員会
1月			○スキー学習（2年） ○いじめ撲滅集会	○身体測定 ○教育相談週間	○学校開放日
2月	P	○自己評価			○学校評議員会で「評価アンケート」の評価を行う。 ○入学説明会にて情報モラル教室
3月	へ	○学校関係者評価の結果を検証し、「基本方針」の見直し	○卒業生を祝う会		○個人懇談会
通年		○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	○集会における校長講話 ○道徳教育，体験活動の充実 ○探究する授業の充実 ○自問清掃への取組	○健康観察の実施 ○SCによる相談 ○生活の記録の活用 ○生活アンケート（月1回） ○無記名の生活アンケート（学期に1回）	○あいさつ運動

※いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、対応していく。